

マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化に係る令和7年度実証事業の実施について

消防局では、救急隊が救急車を必要とする人(以下「傷病者」という。)の健康保険証利用登録済マイナンバーカード(以下「マイナ保険証」という。)を活用して、搬送先医療機関の選定等に有効な情報を把握する取組を消防庁と連携して進めておりますが、令和6年度の実施結果から挙げられた課題解決に向けて、令和7年度は全国全ての消防本部で実施することが決定しました。

1 概要・目的

救急現場において、救急隊が傷病者のマイナ保険証を活用して、通院履歴や服薬情報などの医療情報を読み取り、その内容を早期に把握することで適切な医療機関への搬送に役立てるための効果を検証します。

2 実施期間

令和7年4月28日から令和8年3月31日まで

3 対象事案

実証事業を実施する救急隊(10隊)が出動する全ての救急事案

※ 傷病者の状態等を総合的に勘案し、救急隊長の判断により対象外とする場合があります。

4 実施手順

救急隊員等は次の手順により、専用端末から医療情報等を閲覧し、それらの情報を基に適切な医療機関の選定を行います。

- (1) 119番通報を受電した際に、あらかじめ傷病者のマイナ保険証を準備する旨を可能な範囲で依頼する。
- (2) 救急現場で、傷病者にマイナ保険証の所持を確認する。
※ マイナ保険証を所持していない場合は、通常の救急活動とします。
- (3) マイナ保険証が本人のものであるかを目視で確認し、口頭で本人の同意を取得した上で、医療情報を閲覧する。
※ 傷病者の生命・身体保護のため医療情報を閲覧する必要がある場合であって、かつ、傷病者本人から同意を得ることが困難である場合に限り、本人の同意不要で医療情報等を閲覧するものとする。
- (4) 搬送先医療機関の選定に資する情報を閲覧し、医療機関を選定する。

5 主な課題等

- (1) 情報閲覧に至るまでに要する時間短縮(ログイン操作の簡素化等)
- (2) 情報閲覧権限の対象者の範囲拡大

6 主な奏功事例

- (1) かかりつけ医療機関が休診であり診療情報照会ができなかったため、マイナンバーカードから取得した医療情報を搬送先医療機関に伝えることができた。
- (2) 痙攣発作を起こした傷病者に対して、マイナンバーカードから薬の定期服用が途絶えたことによる痙攣発症が判明し、原因検索に寄与した。
- (3) 外国籍の傷病者に対して、聞き取りによる情報収集では曖昧であったが、マイナンバーカードから情報を確認できたことで、正確な情報を搬送先医療機関に伝えることができた。

マイナ救急 実証事業を実施します

前橋市消防局では、マイナ保険証を活用して過去の受診歴や薬剤情報などを把握し、皆さんをより円滑に医療機関へ搬送するための取組を行っています。

マイナ保険証を活用するメリット



あなたの
病歴



お薬の
処方歴



病院の
受診歴



- ・傷病者の負担軽減
- ・より適切な応急処置
- ・円滑な救急搬送
- ・病院での事前準備



を救急隊へ正確に伝達可能

実証事業の概要

マイナ救急とは？(以下の二次元コードから約50秒の説明動画をご覧ください。)



YouTube(二次元コード)



X(二次元コード)

実証期間

2025年4月28日～2026年3月末まで

※ 実施期間は短縮する場合があります

実施場所

前橋市内

マイナ救急は
暗証番号も
顔認証も
不要だよ

もしもの時に備えて

いつ、救急車を呼ぶことになるか分かりません。
住民の皆さんご自身の命を守るためにも、

マイナ保険証の携行をお願いします。



お問い合わせ

前橋市消防局 救急課

TEL:027-220-4513



実証事業に関する
情報は特設サイト
でもご覧いただけ
ます

※本実証は総務省消防庁が全国全ての消防本部と連携して実施するものです。